

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
1. 趣旨 JICAは、2010年●月に策定した「JICA環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)の遵守を確保すること等を目的として、事業担当部署(事業担当部署および環境審査部署)から独立した理事長直属の「異議申立審査役」(以下「審査役」という)を設置すると共に、以下の異議申立手続要綱を定める。	1. 趣旨 国際協力機構(以下「JICA」という)が行う環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度の設置に關し、必要な事項を定めるものとする。	前書き ●国際協力銀行(以下「本行」)は、平成14年4月に策定した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下「ガイドライン」)の遵守を確保すること等を目的として、投融資担当部署(融資業務を行う業務部署および環境審査部署)から独立した総裁直属の「環境ガイドライン担当審査役」を設置すると共に、以下の異議申立手続要綱を定める。 ●この異議申立手続要綱は、平成14年6月以来、学識経験者、産業界、所管官庁、NGOからの参加者を含め、広く一般に公開で行われた13回にのぼるパブリック・コンサルテーション・フォーラム、本行による途上国ヒアリングを始めとする種々の議論・意見を踏まえ、また世界銀行などの国際開発金融機関や各国輸出信用機関等の異議申立に関する実態を研究の上、策定されたものである。	・JBIC パラ1をベース
2. 目的 (1)JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること。 (2)ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者(申立人及び相手国等)の合意に基づき当事者間の対話を促進すること。	2. 目的 (1) 環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保する一環として、JICA協力事業による被害を懸念する人々に、異議を申し立てる機会を提供すること。 (2) 異議申立に対する調査結果を協力事業に反映すること。 (3) (1)と(2)を通じて、環境社会配慮に関し、プロジェクト実施主体と申立人の対話を促進すること。	I. 異議申立手続の目的 ●本行によるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を総裁に報告すること。 ●ガイドラインの不遵守を理由として生じた本行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者(申立人およびプロジェクト実施主体)の合意に基づき当事者間の対話を促進すること。	・JBIC ベース
3. 基本原則 (1)「独立性」審査役は、JICAの事業担当部署から独立した理事長直属の機関として設置される。 (2)「中立性」審査役は、JICAの事業担当部署、協力事業を実施する側、協力事業に異議を唱える側のいずれにも属すことなく中立的な立場から、全ての当事者の意見をバランス良く聴取しなければならない。 (3)「効率性」審査役は、異議申立を効率的に処理しなければならない。 (4)「迅速性」審査役は、異議申立を迅速に処理すべく、原則として手		II. 基本原則 ●「独立性」環境ガイドライン担当審査役は、本行の投融資担当部署から独立した総裁直属の機関として設置される。 ●「中立性」環境ガイドライン担当審査役は、本行の投融資担当部署、プロジェクトを実施する側、プロジェクトに異議を唱える側のいずれにも属すことなく中立的な立場から、全ての当事者の意見をバランス良く聴取しなければならない。 ●「効率性」環境ガイドライン担当審査役は、異議申立を効率的に処理しなければならない。 ●「迅速性」環境ガイドライン担当審査役は、異議申立手続を迅速に処理すべく、原則として異議申立受理後3ヶ月	・JBIC ベース

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
<p>統開始決定後2ヶ月以内に報告書を提出し職務を完了させなければならない。</p> <p>(5)「透明性」審査役の活動は、対話の促進という目的及び相手国等に係る情報の取扱に配慮しつつ、公開を原則とし、JICAの説明責任の向上に貢献しなければならない。</p> <p>4. 異議申立審査役</p> <p>(1)JICAは、JICAの事業担当部署及び環境社会配慮審査担当部署から独立した機関として審査役2名ないし3名を置く。</p> <p>(2)審査役は、以下の要件を満たすもののうちから、理事長が選考委員会の意見を踏まえて任命する。</p> <p>1)JICAの環境社会配慮に関する業務と利害関係がないこと。 2)日本語及び英語に堪能であること。 また、審査役は、環境社会配慮に関する知見、国際協力に関する知見、法律に関する知見を有することが望ましい。</p> <p>(3)上記選考委員会は、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGO等の中からJICAが公平にかつ適正に選定した者により構成される。</p> <p>(4)審査役は、任期を原則3年とし、1回に限り再任されることができる。なお、JICAは、審査役の退任後3年間は当該人物を雇用しないものとする。任期途中で交代した審査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(5)各異議申立については、いずれかの審査役が担当することとする。当該異議申立を担当する審査役は、他方の審査役の意見を踏まえて報告書を作成する。</p>		<p>月以内に報告書を提出し活動を完了させなければならない。</p> <p>●「透明性」環境ガイドライン担当審査役の活動は、対話の促進という目的および借入人等の商業上等の秘密に配慮しつつ、公開を原則とし、本行のアカウンタビリティの向上に貢献しなければならない。</p> <p>3. 構成</p> <p>(1) 異議申立審査役3名を配置する。</p> <p>(2) 異議申立審査役は、環境社会配慮、国際協力、法律の知見を有するものの中から、公募の上環境社会配慮担当役員が委嘱する。</p> <p>各異議申し立てについて、いずれかの異議申立審査役が担当することとする。当該異議申し立てを担当する異議申立審査役は、他の異議申立審査役の意見を踏まえて報告書を作成する。</p> <p>4. 異議申立審査役の職務</p> <p>(1) ガイドラインの不遵守を理由として行われた申し立てに関して、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を環境社会配慮担当役員に報告すること。</p> <p>(2) 不遵守と判断された場合は、遵守を確保するための提言を環境社会配慮担当役員に行うこと。</p> <p>5. 異議申立審査役の任期</p> <p>異議申立審査役の任期は原則2年間とする。交代した異議申立審査役の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、1回に限り再任されることができるものとする。</p>	<p>審査役設置要領</p> <p>○環境ガイドライン担当審査役</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本行は、本行の投融資担当部署(融資業務を行う業務部署および環境審査部署)から独立した機関として環境ガイドライン担当審査役2人を置く。 ・各異議申立については、いずれかの環境ガイドライン担当審査役が担当することとする。当該異議申立を担当する環境ガイドライン担当審査役は、他方の環境ガイドライン担当審査役の意見を踏まえて報告書を作成する。 <p>○環境ガイドライン担当審査役の任命</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ガイドライン担当審査役は、以下の要件を満たすもののうちから、総裁が選考委員会の意見を踏まえて任命する。 <ul style="list-style-type: none"> ①本行業務と利害関係がないこと。 ②日本語及び英語に堪能であること。 ・環境ガイドライン担当審査役は、以下の知見を有することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ①法律に関する知見 ②環境社会配慮に関する知見 ③国際金融及び/又は開発援助に関する知見 <p>・上記選考委員会は、産業界、開発途上国政府、NGO、本行等の中から本行が公平にかつ適正に選定した者により構成される。</p> <p>審査役設置要領</p> <p>○環境ガイドライン担当審査役の任期</p> <p>環境ガイドライン担当審査役は、任期を原則2年とし、1回に限り再任される能够である。なお、本行は、環境ガイドライン担当審査役の退職後3年間は当該人物を雇用しないものとする。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・「情報の取扱」には「商業上等の秘密」を含む。 ・JBICベース ・任期を3年に設定

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
<p>5. 審査役の権限と義務</p> <p>(1) 審査役は、上記の目的を達成するため、以下の権限を有する。</p> <p>1) JICA が保有する文書・記録等、職務に必要となる情報に自由にアクセスすることができる。</p> <p>2) JICA 職員に対して、ヒアリングを行うことができる他、文書の提出を依頼することができる。</p> <p>3) JICA 職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリング及び文書の提供の申込・アレンジを行うよう、JICA 関連部署に依頼することができる。</p> <p>(2) 審査役は、職務を忠実に遂行するため、以下の義務を負う。</p> <p>1) 申立てがあった案件について誠実に職務を遂行すること。</p> <p>2) 申立人及び関係者の人権、及び相手国等に係る情報の取扱に配慮し、申立人及び関係者を不当に害するような行動を取らないこと。</p> <p>3) 職務上提供を受けた情報を職務の目的以外に用いないこと。</p> <p>4) その他、本要綱で定められる手続を遵守すること。</p>	<p>6. 異議申立審査役の権利と義務</p> <p>異議申立審査役は、上記の職務を達成するため、以下の権利を有する。</p> <p>(1) JICA が保有する文書・記録等、職務に必要となる情報にアクセスすること。</p> <p>(2) JICA 職員に対して、ヒアリングを行い、文書の提出を求める。</p> <p>(3) JICA 職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリング及び文書の提供の申し込み・アレンジを行うよう、JICA 関連部署に依頼すること。</p> <p>異議申立審査役は、職務を誠実に遂行するため、以下の義務を負う。</p> <p>(1) 申立てがあった案件について誠実に職務を遂行すること。</p> <p>(2) 申立人及び関係者の人権に十分配慮すること、また申立人及び関係者を不当に害するような行動をとらないこと。</p> <p>(3) 職務上提供を受けた情報を4. で定めた職務の目的以外に用いないこと。</p> <p>(4) その他、本要項を遵守すること。</p> <p>14. 申立人への配慮</p> <p>異議申立審査役は、申し立てにより不利益が生じないように、申立人の人権に配慮する。</p>	<p>III. 環境ガイドライン担当審査役の権限と義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、上記の目的を達成するため、以下の権限を有する。 ・本行が保有する文書・記録等、活動に必要となる情報に自由にアクセスすることができる。 ・本行職員に対して、ヒアリングを行うことができる他、文書の提出を依頼することができる。 ・本行職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリングおよび文書の提供の申込・アレンジを行うよう、本行関連部署に依頼することができる。 ・本行職員と同等に本店内設備を利用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、職務を忠実に遂行するため、以下の義務を負う。 ・申立人および関係者の人権と商業上の利益に配慮し、申立人および関係者を不当に害するような行動を取らないこと。 ・その他、本要綱で定められる手続を遵守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JBIC ベース
<p>6. 対象案件</p> <p>異議申立ては、1)有償資金協力、2)無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、3)外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査、4)開発計画調査型技術協力、5)技術協力プロジェクト、のうちガイドラインの対象とする案件であり、JICA がガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる。</p>	<p>7. 対象案件</p> <p>異議申立ては、JICA がガイドラインを遵守しなかったことにより、重大な被害が現実に生じている又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる協力事業に対して行うことができる。</p>	<p>IV. 異議申立の手続開始要件</p> <p>1. 対象案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異議申立ては、本行の投融資案件であり本行がガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの対象とする協力事業と同様
<p>7. 申立人の要件</p> <p>(1) 異議申立ては、ガイドラインの不遵守の結果として、当該プロジェクトにより現実の被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の2人以上の住民によりなされることが必要である。</p>	<p>8. 申立人の要件</p> <p>(1) 異議申立ては、ガイドラインの不遵守の結果として直接重大な被害を受けた、あるいは重大な被害を受ける相当程度の蓋然性がある、当該国の2人以上の住民によりなされることが必要である。</p>	<p>IV. 異議申立の手続開始要件</p> <p>2. 申立人の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異議申立ては、当該プロジェクトにより現実の直接的な被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の2人以上の住民によりなされることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JBIC ベース ・「ガイドラインの不遵守の結果として」を追加。

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
(2)申立は、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合には代理人を通じて行うこともできる。ただし代理人を通じて行う場合は、申立人本人は特定されている必要があり、かつ申立人が代理人に対し授権していることが必要である。	(2) 申し立ては、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合は代理人を通じて行うことができる。但し代理人を通じて行う場合は、申立人は特定されている必要があり、かつ申立人が代理人に対し授権していることが必要である。	●申立は、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合には代理人を通じて行うこともできる。但し代理人を通じて行う場合は、申立人本人は特定されている必要があり、かつ申立人が代理人に対し授権していることが必要である。	
8. 異議申立の期間 異議申立は、以下に定められる期間に行うことができる。 (1)有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)及び技術協力プロジェクトについては、カテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまで可能である。また、案件終了後は、ガイドライン上のモニタリング結果の確認をしている期間において、JICAのガイドライン上のモニタリング結果の確認に係る規定不遵守を指摘する異議申立が可能である。 (2)外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査については、カテゴリ分類結果の情報公開以降、最終報告書がウェブサイトに掲載されてから 1 ヶ月が経過するまで可能である。 (3)開発計画調査型技術協力については、合意文書の情報公開以降、最終報告書がウェブサイトに掲載されてから 1 ヶ月が経過するまで可能である。	9. 異議申し立ての期間 ガイドラインの不遵守の指摘に関し、開発調査は事前調査結果概要がホームページに掲載された日以降、最終報告書案概要がホームページに掲載されてから 1 ヶ月の間、無償資金協力のための事前の調査は予備調査結果概要がホームページに掲載された日以降、基本設計調査報告書案概要がホームページに掲載されてから 1 ヶ月の間、技術協力プロジェクトは事前調査結果概要がホームページに掲載された日以降、協力の終了(R/D に記載された協力の終了日)まで、異議申し立てを行うことができる。 ※最終報告書案概要及び基本設計調査報告書案概要を1ヶ月間ホームページで掲載するのは、カテゴリA案件の全てとB案件のうち必要と認められるもの。	IV. 異議申立の手続開始要件 3. 期間 ●異議申立は、以下に定められる期間に行うことができる。 ・全てのガイドライン不遵守の指摘に関し、我が国政府の手続きを経る円借款業務については本行が案件に関する本行としての評価を示したとき以降、その他の業務については融資契約調印後、それぞれ貸出が終了するまでの期間に可能である。 ・上記受付開始時点以前に外部から環境ガイドライン担当審査役にガイドライン不遵守の疑いに関する意見が示された場合には、環境ガイドライン担当審査役は、必要に応じて、投融資担当部署に移送し、投融資担当部署がかかる意見に対し適切に対応するよう依頼の上、総裁に報告することができる。かかる移送が行われた場合、投融資担当部署はガイドラインに則り誠実に対応し、プロジェクト実施主体にかかる意見を伝え、対応結果を総裁に報告する。環境ガイドライン担当審査役は、投融資担当部署より対応結果の報告を受け、必要に応じこれを意見表明者に伝える等の対応をとる。 ・また貸出終了後は、ガイドライン上のモニタリングを実施している期間において、本行のガイドライン上のモニタリング規定不遵守を指摘する異議申立が可能である。	・ガイドラインによる第 1 回目の情報公開から対象とする。受付開始以前の移送手続は不要とする。
9. 申立書の内容 申立書には、以下の内容が日本語、英語又は現地の公用語で記載されていることが必要である。なお、現地の公用語で申立書が記載されている場合には、審査役は手続の開始にあたって、申立書を日本語又は英語に翻訳することが必要であり、申立書の受理通知までに時間がかかることがあり得る。 1)申立人の氏名 2)申立人の住所・連絡先 異議申立は本名で行われ、連絡先が明記されていなければならない。但し、申立人にかかる情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。また、相手国等に対しての匿名を希望する	11. 申立書の内容 申立書には、以下の内容が日本語、英語又は公用語で記載されていることが必要である。現地の公用語で申立書が記載されている場合には、異議申立審査役は手続に先立ち、申立書を日本語又は英語に翻訳することが必要であり、申立書の受理通知までに時間がかかることがあり得る。 (1) 申立人の氏名 (2) 申立人の住所・連絡先 申立人にかかる情報は、基本的に外部には	IV. 異議申立の手続開始要件 4. 申立書の内容 ●申立書には、以下の内容が日本語、英語又は現地の公用語で記載されていることが必要である。現地の公用語で申立書が記載されている場合には、環境ガイドライン担当審査役は手続に先立ち、申立書を日本語又は英語に翻訳することが必要であり、申立書の受理通知までに時間がかかることがあり得る。 (A) 申立人の氏名 (B) 申立人の住所・連絡先 異議申立は本名で行われ、連絡先が明記されていなけ	・JBIC ベース。

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
<p>場合には、その旨記載することができる。</p> <p>3)異議を申し立てる対象の協力事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国名 ・プロジェクト名 ・プロジェクトサイト ・プロジェクトの概要 <p>プロジェクト名が正確に記載されていなくてもよいが、プロジェクトが同定できる記載が必要である。正確なプロジェクト名が記載されていない場合は、プロジェクトを同定するために申立人への確認が必要な場合もあり、申立書の受理通知までに時間がかかることがある。</p> <p>4)申立人に対して生じた現実の被害または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる被害の具体的な内容</p> <p>5)申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実</p> <p>6)ガイドライン不遵守と被害の因果関係</p> <p>7)申立人が期待する解決策</p> <p>8)相手国等との対話の事実</p> <p>当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、申立人は、異議申立を行う前に、相手国等との対話に向けた努力を行うことが求められる。このため、相手国等との協議に向けた申立人の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要がある。ただし申立人が相手国等との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載する。</p> <p>9)JICAとの対話の事実</p> <p>申立人は、異議申立を行う前に、JICAの事業担当部署との対話をを行うことが求められる。このため、事業担当部署とのやり取りの事実関係については、日時・対応者・対応の内容など詳細が記載される必要がある。また、申立人は、JICAの事業担当部署の対応が不十分である理由について記載することができる。</p> <p>JICAの広報部署は、事業担当部署との対話が迅速かつ適切に行われるよう外部から問合せがあった場合には、迅速に当該事業担当部署を紹介しなければならない。事業担当部署は、ガイドラインの規定に従い、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらを活用してスクリーニングおよび環境レビューを行わなければならない。</p> <p>10)代理人を介して申立を行う場合には、代理人を介して申立を行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授権していることの証憑を添付する。</p>	<p>公開されない。また、匿名を希望する場合には、その旨記載することができる。</p> <p>(3) 異議を申し立てる対象の案件(国名、案件名、プロジェクトサイト、プロジェクトの概要)</p> <p>案件名が正確に記載されていなくてもよいが、案件が同定できる記載が必要である。正確な案件名が記載されていない場合は、案件を同定するために申立人への確認が必要な場合もあり、申立書の受領通知までに時間がかかることがある。</p> <p>(4) 申立人に対して生じた具体的な被害、または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる被害</p> <p>(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実</p> <p>(6) 申立人が期待する解決策</p> <p>(7) プロジェクト実施主体とのやりとりの事実(日時、対応者、対応の内容)</p> <p>申立人は、異議申立を行う前に、プロジェクト実施主体とのやりとりを行なうことが求められる。このためプロジェクト実施主体との協議に向けた申立人の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要がある。ただし、プロジェクト実施主体とのやりとりができない、やむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載する。</p> <p>(8) JICAとのやりとりの事実(日時、対応者、対応の内容)</p> <p>申立人は、異議申し立てを行う前に、案件を担当しているJICA在外事務所又は担当部署と一連のやりとりを行なうことが求められる。このため、JICA在外事務所又は担当部署とのやりとりの事実関係については、日時、対応者、対応の内容など詳細が記載される必要がある。また、申立人は、JICA在外事務所又は担当部署の対応が不十分である理由について記載することができる。JICAの広報部署は、JICA在外事務所とのやりとりが迅速かつ適切に行われるよう外部から問合せがあった場合には、迅速に当該案件の投融資担当部署を紹介しなければならない。本行投融資担当部署は、ガイドラインの規定に従い、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらを活用してスクリーニングおよび環境レビューを行わなければならない。</p> <p>(J)代理人を介して申立を行う場合には、代理人を介して申立を行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授権していることの証憑を添付する。</p>	<p>ればならない。但し、申立人にかかる情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。また、プロジェクト実施主体に対しての匿名を希望する場合には、その旨記載することができる。</p> <p>(C) 異議を申し立てる対象の案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国名 ・プロジェクトサイト ・プロジェクトの概要 <p>(D) 申立人に対して生じた重大な具体的な被害または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる重大な被害</p> <p>(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実</p> <p>(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係</p> <p>(G) 申立人が期待する解決策</p> <p>(H) プロジェクト実施主体との協議の事実</p> <p>当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、申立人は、異議申立を行う前に、プロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことが求められる。このため、プロジェクト実施主体との協議に向けた申立人の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要がある。但し申立人がプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載する。</p> <p>(I) 本行投融資担当部署との協議の事実</p> <p>申立人は、異議申立を行う前に、本行の投融資担当部署との対話をを行うことが求められる。このため、本行投融資担当部署とのやり取りの事実関係については、日時・対応者・対応の内容など詳細が記載される必要がある。また、申立人は、本行投融資担当部署の対応が不十分である理由について記載することができる。</p> <p>本行の広報部署は、本行投融資担当部署との対話が迅速かつ適切に行われるよう外部から問合せがあった場合には、迅速に当該案件の投融資担当部署を紹介しなければならない。本行投融資担当部署は、ガイドラインの規定に従い、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらを活用してスクリーニングおよび環境レビューを行わなければならない。</p>	<p>・プロジェクト名を追加。(同じサイト・対象で、技協、有償、無償が行われる可能性あり)</p>

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
	(9) 代理人を介して申し立てを行う場合には、代理人を介して申し立てを行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授權していることの証憑を添付する。		
<p>10. 異議申立手続のプロセス</p> <p>(1)申立書の提出 申立人は、申立書を書面(別添参照)で審査役に提出する。</p> <p>(2)申立書受理ならびに申立人及び相手国等への通知 審査役は、申立書に申立人の氏名及び連絡先が記載されている限り、申立書を受領後、原則として5営業日以内に、別添の書式に従い申立人、相手国等及び事業担当部署に対し受理の通知を行う。ただし、申立人が相手国等に対する匿名を希望する場合には、申立人に関する情報は相手国等には明らかにされない。</p> <p>(3)予備調査 1)審査役は、申立書が所定の内容を十分に記載しているかどうかを書面調査する。記載に不備がある場合には、不足部分につき別途申立人に提出を求める。 2)審査役は、必要に応じて、申立資格の有無にかかる事実につき関係者にヒアリングを行うことができる。 3)審査役は、濫用防止の観点から、異議申立は純粹かつ手続の目的に沿って適切になされたものであるかチェックを行う。</p> <p>4)審査役は、特段の事情がないかぎり異議申立受理後、原則として1ヶ月程度で予備調査を終了させ、手続開始あるいは申立却下の決定を下すものとする。</p> <p>(4)手続開始決定 1)審査役は、別添の検討フォームに従い、異議申立が本手続の要件</p>	<p>10. 異議申し立ての手続き</p> <p>(1) 申立人は、申立書を書面(別添1参照)で異議申立審査役に提出する。</p> <p>(2) 異議申立審査役が異議申し立てを受領し、申立人、担当部署、環境社会配慮審査室に申立書の受領を、原則として受領後5営業日以内に、書面(別添2参照)で通知する。</p> <p>(3) 異議申立審査役は申立書の書面審査、関係者へのヒアリングを行い、申立に相当程度の合理性が認められる場合は、原則1ヶ月程度で手続きの開始を決定し、その旨環境社会配慮担当役員と申立人に書面(別添3参照)で通知する。</p> <p>(4) 異議申し立てが却下される場合には、却下の事実とその理由を環境社会配慮担当役員と申立人に書面(別添4参照)で通知する。</p> <p>(5) 異議申し立てが却下される場合であっても、異議申立審査役が協力事業に反映させることが適当と判断する場合は、担当部署に異議申し立てを移送することができる。移送を受けた担当部署は、異議申し立てに対応しその結果を異議申立審査役に報告する。かかる移送は、環境社会配慮担当役員及び申立人に通知される。</p> <p>15. 濫用の防止 異議申立審査役は、濫用防止の観点から、異議申し立ては手続きの目的に沿って適切になされたものであるか判断する。</p>	<p>V. 異議申立手続のプロセス</p> <p>1. 申立書受理ならびに申立人およびプロジェクト実施主体への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、申立書に申立人の氏名および連絡先が記載されている限り、申立書を受領後、原則として5営業日以内に、別添の書式に従い申立人、借入人、プロジェクト実施主体および本行投融資担当部署に対し受理の通知を行う。但し、申立人がプロジェクト実施主体に対する匿名を希望する場合には、申立人に関する情報はプロジェクト実施主体には明らかにされない。 <p>2. 予備調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、申立書が所定の内容を十分に記載しているかどうかを書面調査する。記載に不備がある場合には、不足部分につき別途申立人より徵求することができる。 ●環境ガイドライン担当審査役は、必要に応じて、申立資格の有無にかかる事実につき関係者にヒアリングを行うことができる。 ●環境ガイドライン担当審査役は、濫用防止の観点から、異議申立は純粹かつ手続の目的に沿って適切になされたものであるかチェックを行う。濫用は以下の例が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・補償金を不当に獲得することを目的とする場合 ・プロジェクトの進捗を遅延させることのみを目的とする場合 ・プロジェクト実施主体の信用・評判を毀損する目的で利用する場合 ・プロジェクトと無関係の政治的意図でなされる場合 ・申立書に重大な虚偽が含まれている場合 ●予備調査は、特段の事情がないかぎり異議申立受理後、原則として1ヶ月程度で終了させ、手続開始・却下の決定が下される。 <p>3. 手続開始決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、別添の検討フォームに従い、異議申立が本手続の要件に合致しており、記載内 	<ul style="list-style-type: none"> ・JBIC ベース ・JBIC に申立書の提出を追加、濫用の例を別添に移動。

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
<p>に合致しており、記載内容に相当程度の合理性が認められる場合には、手続開始の決定を下し、その旨理事長、申立人、相手国等及び事業担当部署に書面で通知する。</p> <p>2)異議申立が却下される場合には、却下の事実とその理由を理事長、申立人、相手国等及び事業担当部署に書面で通知する。なお、異議申立が却下される場合であっても、審査役は、当該プロジェクトの審査やモニタリングの確認に有用であると考える場合には、事業担当部署に対して異議申立を移送することができる。環境ガイドライン担当審査役の事業担当部署に対するかかる移送は、理事長及び申立人に対して通知される。</p> <p>3)審査役は、他の紛争処理手続において係争中のプロジェクトであつて、当該紛争処理手続と本手続の争点が実質的に同一であつて、本要綱の目的に照らし本手続を開始する必要がないと認める場合には、手続開始の決定を留保することができる。手続開始決定を留保する場合には、理由を付してその旨理事長、申立人、相手国等及び事業担当部署に書面で通知する。審査役は、留保事由の消滅後、なお申立人より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続開始を決定できる。</p> <p>4)一事不再理の観点から、過去に当該被害について本異議申立手続が行われている場合には、申立は却下することができる。ただし新たな事実に基づく異議申立はこの限りでない。</p> <p>5)異議申立の却下に対しては、申立人は審査役に意見を書面で提出することができる。審査役は、申立人の意見に対しては誠実に対応しなければならず、必要に応じて、事業担当部署に当該意見を移送する。</p>		<p>容に相当程度の合理性が認められる場合には、手続開始の決定を下し、その旨総裁、申立人、借入人、およびプロジェクト実施主体に書面で連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異議申立が却下される場合には、却下の事実とその理由を総裁および申立人に対し書面で連絡する。なお、異議申立が却下される場合であっても、環境ガイドライン担当審査役は、当該案件の審査・モニタリングに有用であると考える場合には、投融資担当部署に対して異議申立を移送することができる。環境ガイドライン担当審査役の投融資担当部署に対するかかる移送は、総裁および申立人に対して通知される。 ●環境ガイドライン担当審査役は、我が国および途上国の訴訟・行政手続、国際機関の手続その他の紛争処理手続において係争中または処理済のプロジェクトであつて、環境ガイドライン担当審査役が、当該紛争処理手続と本手続の争点が実質的に同一であると認める場合には、手続開始の決定を留保または申立を却下することができる。手続開始決定の留保、または申立の却下いずれの場合においても、その旨申立人に通知する。環境ガイドライン担当審査役は、留保事由の消滅後、なお当事者より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続開始を決定できる。また、申立が却下された場合であっても、新たな事実と争点に基づく異議申立を行うことはできる。 ●一事不再理の観点から、過去に当該被害について本異議申立手続が行われている場合には、申立は却下することができる。但し新たな事実に基づく異議申立はこの限りでない。 ●異議申立の却下に対しては、申立人は環境ガイドライン担当審査役に意見を書面で提出することができる。環境ガイドライン担当審査役は、申立人の意見に対しては誠実に対応しなければならず、必要に応じて、投融資担当部署に当該意見を移送する。 	
(5)ガイドライン遵守にかかる事実の調査 1)審査役は、ガイドライン遵守にかかる事実を調査するため、申立人と直接面会し、申立人から直接異議申立にかかる事項をヒアリングすることができる。 2)審査役は、事業担当部署にヒアリングを行い、意思決定までに行われた環境社会配慮およびモニタリングにかかる事実を確認する。また、環境社会配慮確認およびモニタリングの確認にJICAが利用した一切の資料を閲覧することができる。	(6)異議申立審査役は、環境社会配慮ガイドラインにしたがって行われた手続きの確認を担当部署、申立人、環境社会配慮審査室、審査会等からヒアリング、及び必要な場合は現地調査を通じて行う。	<p>4. 調査および対話の促進</p> <p>(1)ガイドライン遵守にかかる事実の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、ガイドライン遵守にかかる事実を調査するため、申立人と直接面会し、申立人から直接異議申立にかかる事項を聴取することができる。 ●環境ガイドライン担当審査役は、投融資担当部署にヒアリングを行い、融資契約締結までに行われた環境社会配慮確認およびモニタリングにかかる事実を確認する。また、 	・JBIC ベース

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
<p>3)審査役は、必要に応じて、申立人と同様の見解を有している住民、申立人とは異なる見解を有する住民、相手国等、専門家、その他関係者に対してヒアリングを行うことができる。ただし相手国等に対してヒアリングを行う場合には、当初は事業担当部署を介してヒアリングのアレンジを行う。</p> <p>(6)紛争解決に向けた対話の促進</p> <p>1)審査役は、紛争の解決のため、申立人を含む影響を受けた住民及び相手国等の間の対話の促進のため、対話を仲介することができる他、個別にヒアリングを行うことができる。</p> <p>2)審査役は、当事者の見解をバランス良く聴取するべきであり、「中立性」への信頼を損なわないよう、各当事者への個別ヒアリングを行わなければならない。</p> <p>(7)調査及び対話の促進活動実施中の留意点</p> <p>審査役は、手続開始決定後、他の紛争処理手続においてプロジェクトが係争中となった場合であって、当該紛争処理手続と本手続の争点が実質的に同一であって、本要綱の目的に照らし本手続を停止することが適当と認める場合には、調査及び対話の促進活動を暫定的に停止することができる。異議申立手続の停止については、理由を付してその旨理事長、申立人、相手国及び事業担当部署に書面で通知する。審査役は、停止事由の消滅後、なお申立人より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続を再開する。</p>		<p>環境社会配慮確認およびモニタリングに本行が利用した一切の資料を閲覧することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、必要に応じて、申立人と同様の見解を有している住民、申立人とは異なる見解を有する住民、プロジェクト実施主体、専門家、ホスト国政府その他関係者に対してヒアリングを行うことができる。但しプロジェクト実施主体、借入人またはホスト国政府に対してヒアリングを行う場合には、当初は投融資担当部署を介してヒアリングのアレンジを行う。 <p>(2)紛争解決に向けた対話の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、紛争の解決のため、申立人を含む影響を受けた住民およびプロジェクト実施主体の間の対話の促進のため、対話を仲介することができる他、個別にヒアリングを行うことができる。 ●環境ガイドライン担当審査役は、当事者の見解をバランス良く聴取するべきであり、「中立性」への信頼を損なわないような形態で、各当事者への個別ヒアリングを行わなければならない。 <p>(3)調査および対話の促進活動実施中の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、手続開始決定後、我が国および途上国の訴訟・行政手続、国際機関の手続その他の紛争処理手続においてプロジェクトが係争中となった場合であって、当該紛争処理手続と本手続の争点が実質的に同一である場合には、調査および対話の促進活動を暫定的に停止することができる。異議申立手続の停止については、その旨申立人に通知する。環境ガイドライン担当審査役は、停止事由の消滅後、なお当事者より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続を再開する。 	
<p>11. 理事長への報告</p> <p>(1)審査役は、手続開始決定後2ヶ月以内に、ガイドラインの遵守にかかる事実についての調査結果、対話の進捗状況、和解が成立した場合の当事者間の合意について別添に定める骨子に従い報告書を作成し、理事長に報告する。</p> <p>(2)審査役は、ガイドライン不遵守の判断を下す場合には、必要に応じて、報告書において、当該案件の不遵守状況を改善するために必要かつ可能と思われる方策を理事長に具申することができる。</p>	<p>(7)異議申立審査役は、手続き開始3ヶ月以内に、調査結果を環境社会配慮担当役員、申立人に報告する(別添5、6参照)。不遵守と判断する場合は、遵守を確保するための提言を環境社会配慮担当役員に行う。</p> <p>(8)異議申立審査役の報告書は、直ちに申立人に対して送付される。申立人は、報告書に対する意見を異議申立審査役に提出することができる。異議申立審査役はかかる意見に対しては</p>	<p>5. 総裁への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境ガイドライン担当審査役は、異議申立受理後3ヶ月以内に、ガイドラインの遵守にかかる事実についての調査結果、対話の進捗状況、和解が成立した場合の当事者間の合意について別添に定める骨子に従い報告書を作成し、総裁に報告する。 ●環境ガイドライン担当審査役は、ガイドライン不遵守の判断を下す場合には、必要に応じて、当該案件の不遵守状況を治癒するために可能な方策を総裁に具申することができる。 	<p>・JBIC ベース。</p> <p>・「報告書において、」を追加。</p>

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
(3)審査役は、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実が十分に確認できなかった場合、もしくは特にガイドライン遵守・不遵守にかかる事実について審査役の調査を必要としないことに当事者の合意がある場合には、対話の進捗状況及びかかる当事者間の合意について、報告書において、理事長に報告する。 (4)審査役は、調査または対話の促進のために更なる時間が必要であると判断する場合には、更に必要となる活動の詳細とかかる活動が不可欠である理由を、報告書において、理事長に報告することができる。理事長は報告を受け、期間の延長につき相当程度のやむを得ない事情があると判断する場合には、更に2ヶ月を限度として期間を延長することができる。 (5)審査役の報告書は、直ちに当事者に対して送付される。当事者は報告書の内容に対する意見書を審査役に提出することができる。審査役はかかる意見書に対しては誠実に対応し、当該案件のモニタリングの確認に有用な事項を含むと考えられる場合には、意見書を事業担当部署に移送することができる。	誠実に対応し、当該案件に有用な事項を含むと考えられる場合には、意見を担当部署に移送することができる。	●環境ガイドライン担当審査役は、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実が十分に確認できなかった場合、もしくは特にガイドライン遵守・不遵守にかかる事実について環境ガイドライン担当審査役の調査を必要としないことに当事者の合意がある場合には、対話の進捗状況およびかかる当事者間の合意について総裁に報告する。 ●環境ガイドライン担当審査役は、調査または対話の促進のために更なる時間が必要であると判断する場合には、更に必要となる活動の詳細とかかる活動が不可欠である理由を総裁に報告することができる。総裁は報告を受け、期間の延長につき相当程度のやむを得ない事情があると判断する場合には、更に2ヶ月を限度として期間を延長することができる。 ●環境ガイドライン担当審査役の報告書は、直ちに当事者に対して送付される。当事者は報告書の内容に対する意見を環境ガイドライン担当審査役に提出することができる。環境ガイドライン担当審査役はかかる意見に対しては誠実に対応し、当該案件のモニタリングに有用な事項を含むと考えられる場合には、意見を投融資担当部署に移送することができる。	・「報告書において、」を追加。 ・「報告書において、」を追加。
12. 事業担当部署からの意見 事業担当部署は、必要に応じて審査役の報告書の提出後1ヶ月以内に、審査役の報告書に対する意見及び不遵守の判断の場合には今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で理事長に提出する。	(9)担当部署は、必要に応じて異議申立審査役の報告書の提出後1ヶ月以内に、異議申立審査役の報告書に対する意見及び不遵守の判断の場合には、ガイドラインの遵守の確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で環境社会配慮担当役員に提出する。	6. 投融資担当部署からの意見 ●投融資担当部署は、必要に応じて環境ガイドライン担当審査役の報告書の提出後1ヶ月以内に、環境ガイドライン担当審査役の報告書に対する意見および不遵守の判断の場合には今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で総裁に提出する。	
13. 報告書及び意見書に基づく対応 (1)審査役の報告書、事業担当部署の意見書及び当事者の意見書を踏まえた理事長の指示は事業担当部署が実施する。 (2)審査役は、事業担当部署による理事長指示の実施状況につき連絡を受けるとともに、必要に応じて申立人やその他関係者に対するヒアリング及び情報収集を行い、毎年作成される年次活動報告書において理事長に報告する。また、審査役が必要と認める場合は、その都度理事長に事業担当部署による理事長指示の実施状況を報告することができる。また必要に応じ、不遵守と判断された個別案件の調査結果に基づき、今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等についての意見を年次活動報告書に記載することができる	12. 報告、提言に基づく対処 (1) 異議申立審査役の報告と提言、担当部署の意見及び申立人の意見を踏まえ、理事長の指示を受けて、環境社会配慮担当役員は必要な措置を講じる。 (2) 異議申立審査役は、環境社会配慮担当役員の講じた措置の実施状況につき担当部署等から報告を受け、毎年作成される年次報告書(別添7参照)において環境社会配慮担当役員に報告する。	V. 異議申立手続のプロセス 7. フォローアップ ●環境ガイドライン担当審査役の報告、投融資担当部署の意見および当事者の意見を踏まえた総裁の指示は投融資担当部署が実施する。 ●環境ガイドライン担当審査役は、投融資担当部署による総裁指示の実施状況につき連絡を受け、毎年作成される年次活動報告書において総裁に報告する。また、環境ガイドライン担当審査役が必要と認める場合は、その都度総裁に投融資担当部署による総裁指示の実施状況を報告することができる。また必要に応じ、不遵守と判断された個別案件の調査結果に基づき、今後のガイドライン遵守確	・JBICベース

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案) る。	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」 保に向けた対応策等についての意見を年次活動報告書に記載することができる。	備考
<p>14. 情報公開</p> <p>(1)異議申立手続の情報公開は、以下に従い行われる。</p> <p>1)審査役は、異議申立の受理後、申立の概要(国名、所在都市名、プロジェクト名称、主張されている被害、及び指摘されているガイドライン不遵守)をウェブサイトで公開する。</p> <p>2)審査役は、異議申立手続開始決定後、本要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、申立書の全部又は一部をウェブサイトにて公開する。</p> <p>3)審査役の報告書、当事者の意見書、事業担当部署の意見書については、当事者に送付され、本要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、それぞれ速やかにウェブサイトで公開される。</p> <p>(2)審査役の報告書及び事業担当部署の意見書については公開が原則であり、法令に基づき不開示とすべき事項については、含まれないよう作成されなければならない。報告書としての構成上、法令その他の法に基づき不開示とすべき事項を記載することが不可欠である場合には、当事者に事前に同意を求めるなければならない。</p> <p>(3)その他、審査役が業務を通じて作成した文書については、法の定めるところにより公開する。</p> <p>(4)審査役は、別添に定める骨子に従い、年次活動報告書を作成し、ウェブサイト上で公開する。なお、年次活動報告書は公開のため作成される文書であるため、その内容には法令に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう作成されなければならない。</p> <p>(5)審査役は、その連絡先をウェブサイトに公開し、また、パンフレットの作成・配布やウェブサイトへの掲載・広報など、JICA 広報関連部署と連携しつつ、異議申立手続の存在・活動内容が広く認知されるよう努力しなければならない。</p>	<p>13. 情報公開</p> <p>(1) 異議申立審査役は、法令に基づき不開示とすべき事項が含まれないように配慮し、報告書、申立人の意見書、担当部署の意見書については、それぞれ速やかにウェブサイト上で公開するとともに、JICA 在外事務所において公開する。</p> <p>(2) 異議申立審査役は、法令に基づき不開示とすべき事項が含まれないように配慮し、年次報告書をウェブサイトと JICA 図書館及び JICA 在外事務所で公開する。</p> <p>(3) 異議申立審査役は、その連絡先をウェブサイトに公開するなどして、その存在が広く認知されるよう努力しなければならない。</p> <p>(4) 言語は、英語を基本とし、必要に応じて日本語と公用語を用いる。</p>	<p>VI. 情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異議申立手続の情報公開は、以下に従い行われる。 <ul style="list-style-type: none"> (A)異議申立が行われたときには、環境ガイドライン担当審査役は、異議申立の受理の事実を、原則として受領後5営業日以内に、申立人、借入人、およびプロジェクト実施主体に書面で通知する。 (B)異議申立につき、予備調査を終了し、調査開始となった場合、または異議申立が却下された場合には、その旨書面で申立人、借入人、およびプロジェクト実施主体に連絡される。なお、異議申立が却下された場合には、その理由が書面で示される。 (C)環境ガイドライン担当審査役の報告書、投融資担当部署の意見書については、当事者に送付され、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、それぞれ速やかにウェブサイトで公開される。 (D)環境ガイドライン担当審査役は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう配慮しつつ、ウェブサイトにて、異議申立の受付状況、手続進捗状況を公開する。 ●環境ガイドライン担当審査役の報告書および投融資担当部署の意見書については公開が原則であり、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項については、含まれないよう作成されなければならない。報告書としての構成上、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項を記載することが不可欠である場合には、当事者に事前に同意を求めるなければならない。 ●その他、環境ガイドライン担当審査役が業務を通じて知り得た情報については、法の定めるところにより公開する。 ●環境ガイドライン担当審査役は、別添に定める骨子に従い、年次活動報告書を作成し、本行ウェブサイト上で公開する。なお、年次活動報告書は公開のため作成される文書であるため、その内容には個人情報・企業情報その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう作成されなければならない。 ●環境ガイドライン担当審査役は、その連絡先を本行ウェブサイトに公開し、また、パンフレットの作成・配布や本行ウ 	<p>・JBIC ベース</p> <p>11.(5)に合わせて、「申立人の意見書」を「当事者の意見書」に修正。</p>

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
(6)ウェブサイトで公開される文書で用いられる言語は、英語を基本とし、必要に応じて日本語と現地公用語を用いる。		エブサイトでの公告など、本行広報関連部署と連携しつつ、その存在・活動内容が広く認知されるよう努力しなければならない。	・言語を記載
15. 事務局 JICAは、審査役に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局員は、数名のJICA職員から構成される。 審査役は、その職務を行うにあたって、必要に応じ外部の専門家を活用することができる。	16. 事務局 異議申し立てがあった場合、異議申立審査役に関する職務遂行を支援するため、事務局を置く。事務局員は、数名のJICA職員から構成される。	審査役設置要領 ○事務局 ・本行は、環境ガイドライン担当審査役に関する事務を処理するため、事務局を置く。 ・事務局員は3名前後の本行職員から構成される。 ・環境ガイドライン担当審査役は、必要に応じ外部専門家を活用することができる。	・事務局員は、3名でなく「数名」。
16. 見直し及び経過規定 (1)本要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価に基づき検討を行う。 (2) 本要綱は平成〇年〇月より施行し、ガイドラインが適用される案件に適用する。	17. 制度の適用と見直し (1) 平成17年4月より本要項を施行し、平成17年度の採択案件から適用する。 (2) 本要項の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。	VII. 見直しおよび経過規定 ●本要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者および環境ガイドライン担当審査役からの意見・評価に基づき検討を行う。 ●本要綱は平成15年10月より施行し、平成15年10月1日以降、実質的な融資要請に至った案件に適用する。	・JBICベース

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
別添			・JBICの必要な部分を修正
<p>申立書例 国際協力機構異議申立審査役 行</p> <p>申立人氏名 申立人の連絡先(住所、TEL、FAX、E-Mail) 代理人がいる場合は以下を記入(代理人氏名、代理人連絡先:住所、TEL、FAX、Email) プロジェクト実施主体への匿名を希望しますか(いずれかに○をする) はい・いいえ 1. 異議を申し立てる対象の案件(国名、プロジェクト名、プロジェクトサイト、プロジェクトの概要) 2. 申立人に対して生じた具体的な被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害 3. 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実 4. ガイドライン不遵守と被害の因果関係 5. 申立人が期待する解決策 6. プロジェクト実施主体との協議の事実 7. JICAとの協議の事実 8. (代理人を介して申し立てを行う場合)代理人を介して申し立てを行う必要性の記載及び申立人が代理人に対し授権していることの証憑 申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽の無いことを約束します。 以上</p>	<p>申立書(例) 平成年月日 国際協力機構異議申立審査役 行</p> <p>申立人氏名と連絡先 (代理人氏名と連絡先) 匿名希望の有無(はい・いいえ) 1. 異議を申し立てる対象の案件(国名、プロジェクトサイト、プロジェクトの概要) 2. 申立人に対して生じた具体的な被害または将来発生する相当程度の蓋然性があるとされる被害 3. 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実 4. 申立人が期待する解決策 5. プロジェクト実施主体とのやりとりの事実(日時、対応者、対応の内容) 6. JICAとのやりとりの事実 7. (代理人を解して申し立てを行う場合)代理人を介して申し立てを行う必要性の記載及び申立人が代理人に対し授権していることの証憑 申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽の無いことを約束します。 以上</p>	<p>申立書例 平成年月日 国際協力銀行環境ガイドライン担当審査役 行</p> <p>(A) 申立人氏名 (B) 申立人の連絡先(住所、TEL、FAX、E-Mail) 代理人がいる場合は以下を記入(代理人氏名、代理人連絡先:住所、TEL、FAX、Email) プロジェクト実施主体への匿名を希望しますか(いずれかに○をする) はい・いいえ (C) 異議を申し立てる対象の案件(国名、プロジェクトサイト、プロジェクトの概要) (D) 申立人に対して生じた重大な具体的な被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害 (E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実 (F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係 (G) 申立人が期待する解決策 (H) プロジェクト実施主体との協議の事実 (I) 本行投融資担当部署との協議の事実 (J) (代理人を介して申し立てを行う場合)代理人を解して申し立てを行う必要性の記載及び申立人が代理人に対し授権していることの証憑 申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽の無いことを約束します。 以上</p>	<p>英文にするものであり、西暦が適当とのコメントに対応。</p> <p>・プロジェクト名を追加</p>
<p>受理通知例 (申立人氏名)殿 国際協力機構異議申立審査役</p> <p>この度、貴殿の20XX年 月 日付の異議申立につき、本構の異議申立審査役は 20XX年 月 日付にて受理致しましたので、ここにお伝え致します。</p> <p>今後、原則として 1ヶ月以内に予備調査を経て、貴殿の異議申立につき手続きを開始するかどうかを決定いたします。手続き開始・留保・却下の決定については、改めてご連絡します。</p>	<p>受領通知(例) 平成年月日 申立人殿 JICA 異議申立審査役</p> <p>この度、貴殿の平成 年 月 日付の異議申立につき、JICA 異議申立審査役は平成 年 月 日付にて受領致しましたので、ここにお伝え致します。</p> <p>今後、原則として 1ヶ月以内に貴殿の異議申立につき手続きを開始するかどうかを決定いたしました。</p>	<p>受理通知例 (申立人氏名)殿 国際協力銀行環境ガイドライン担当審査役</p> <p>この度、貴殿の平成 年 月 日付の異議申立につき、本行の環境ガイドライン担当審査役は平成 年 月 日付にて受理致しましたので、ここにお伝え致します。</p> <p>今後、原則として 1ヶ月以内に予備調査を経て、貴殿の異議申立につき手続きを開始するかどうかを決定いたします。手続き開始・却下の決定については、改めてご連絡します。</p>	

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
<p>予備調査のために貴殿にヒアリングを実施する可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡いたします。</p> <p>予備調査の結果、手続き開始決定が下された場合には、「JICA 環境社会配慮ガイドライン/異議申立手続要綱」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査、当事者間の対話の促進が行われます。このため貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。</p> <p>貴殿の異議申立の概要(国名、所在都市名、プロジェクト名称、主張されている被害、及び指摘されているガイドライン不遵守)については、ウェブサイトにて公表されるとともに、今後の進捗手続状況についてもウェブサイトにて公表されることになります。</p> <p>詳しい手続については、(http://www.jica.go.jp/environment)をご覧いただぐか、本構異議申立審査役までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>します。手続き開始・却下の決定については、改めてご連絡します。</p> <p>申立書の審査のために、貴殿にヒアリングを実施する可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡いたします。</p> <p>手続きの開始を決定した場合には、異議申立手続要項に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査を行います。このため貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。</p> <p>異議申立審査役が作成する報告書、JICA の担当部署の意見書は、法令に基づき不開示すべき事項を除き、ウェブサイトにて公表されることになります。</p> <p>詳しい手続については、JICA のウェブサイトをご覧いただくか (http://www.jica.go.jp/environment/guideline)、JICA 異議申立審査役(連絡先)までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>す。</p> <p>予備調査のために貴殿にヒアリングを実施する可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡いたします。</p> <p>予備調査の結果、手続き開始決定が下された場合には、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン/異議申立手続要綱」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査、当事者間の対話の促進が行われます。このため貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。</p> <p>環境ガイドライン担当審査役が作成する報告書、本行の投融资担当部署の意見書は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示すべき事項を除き、ウェブサイトにて公表されることになります。</p> <p>詳しい手続については、http://www.jbic.go.jp/japanese/environをご覧いただぐか、本行ガイドライン担当審査役までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>受理段階で公表される内容を通知。報告書等の公開については、手続開始通知にて記載。</p>
<p>手 続 開 始 通 知 例</p> <p>20XX 年 月 日</p> <p>(申立人氏名)殿</p> <p>国際協力機構異議申立審査役</p> <p>貴殿の 20XX 年 月 日の異議申立(20XX 年 月 日付受理)につき、以下のとおり手続き開始の決定がなされたことをお伝え致します。詳細につきましては、同封の「検討結果」をご覧ください。</p> <p>今後、約 2 ヶ月間にわたり、「JICA 環境社会配慮ガイドライン/異議申立手続要綱」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査、当事者間の対話の促進が行われます。このため、貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。</p> <p>貴殿の異議申立書については、今後ウェブサイトにて公開されることとなります。また、異議申立審査役が作成する報告書、本構の事業担当部署の意見書、及び当事者の意見書は、一連の手続後、ウェブサイトにて公開されることになります。それら文書の公開に際しては、本要綱及び法令に基づき不開示すべき事項を除き、公開されま</p>	<p>手続き開始通知(例)</p> <p>平成年月日</p> <p>申立人殿</p> <p>JICA 異議申立審査役</p> <p>貴殿の平成 年 月 日の異議申し立て(平成 年 月 日受領)につき、手続きを開始することを決定いたしましたのでお伝え致します。</p> <p>今後、約 2 ヶ月間にわたり、「異議申立手続要項」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査が行われます。このため、貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡いたします。</p> <p>異議申立審査役が作成する報告書、JICA の担当部署の意見書は、法令に基づき不開示すべき事項を除き、ウェブサイトにて公表されることになります。</p> <p>詳しい手続については、JICA のウェブサイトをご覧いただくか</p>	<p>手 続 開 始 通 知 例</p> <p>平成年月日</p> <p>(申立人氏名)殿</p> <p>国際協力銀行環境ガイドライン担当審査役</p> <p>貴殿の平成 年 月 日の異議申立(平成 年 月 日付受理)につき、以下のとおり手続き開始の決定がなされたことをお伝え致します。詳細につきましては、同封の「検討結果」をご覧ください。</p> <p>今後、約 2 ヶ月間にわたり、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン/異議申立手続要綱」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査、当事者間の対話の促進が行われます。このため、貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。</p> <p>環境ガイドライン担当審査役が作成する報告書、本行の投融资担当部署の意見書は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示すべき事項を除き、ウェブサイトにて公表されることになります。</p>	

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」 (http://www.jica.go.jp/environment/guideline)、 JICA 異議申立審査役(連絡先)までお問い合わせください。 以上	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」 詳しい手続については、 http://www.jbic.go.jp/japanese/environmentをご覧いただぐか、本行環境ガイドライン担当審査役までお問い合わせ下さい。 以上	備考												
却下通知例 (申立人氏名)殿 20XX年月日 国際協力機構異議申立審査役 貴殿の20XX月日付の異議申立(20XX月日付受理)については、却下となつたことをお伝え致します。詳細については同封の「検討結果」をご覧下さい。 (却下の理由を詳述、必要に応じて、事業担当部署の審査・モニタリング手続を記述) 改めて、本構の異議申立手続にご関心をいただき、ありがとうございました。 以上	却下通知(例) 平成年月日 申立人殿 JICA 異議申立審査役 貴殿の平成年月日付の異議申立(平成年月日受領)については、却下となつたことをお伝えします。 (却下の理由を記述) 以上	却下通知例 (申立人氏名)殿 平成年月日 国際協力銀行環境ガイドライン担当審査役 貴殿の平成年月日付の異議申立(平成年月日付受理)については、却下となつたことをお伝え致します。詳細については同封の「検討結果」をご覧下さい。 (却下の理由を詳述、必要に応じて、投融資担当部署の審査・モニタリング手続を記述) 改めて、本行の異議申立手続にご関心をいただき、ありがとうございました。 以上													
手続開始決定留保通知例 (申立人氏名) 20XX年月日 国際協力機構異議申立審査役 貴殿の20XX年月日付の異議申立(20XX年月日付受理)については、手続開始決定が留保となつたことをお伝え致します。詳細については同封の「検討結果」をご覧下さい。 (手続開始決定留保の理由を詳述) 今後、留保事由が消滅した後において、貴殿の異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続を開始できることとなります。 以上															
検討結果例 (本資料はあくまでも例示であり、実際の検討に際しては、個々の申立てに応じて適切な記載がなされることとなる。) 1.申立書の形式要件 <table border="1"><tr><td>全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり</td><td></td></tr><tr><td>記載が十分でない項目あり</td><td></td></tr></table> (記載が十分でない項目名:) 2.手続開始要件	全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり		記載が十分でない項目あり			検討結果例 1.申立書の形式要件 <table border="1"><tr><td>全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり</td><td></td></tr><tr><td>記載が十分でない項目あり</td><td></td></tr></table> (記載が十分でない項目名:) 2.手続開始要件 <table border="1"><tr><td>(イ)申立人の要件</td><td></td></tr><tr><td>異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民</td><td></td></tr></table>	全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり		記載が十分でない項目あり		(イ)申立人の要件		異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民		
全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり															
記載が十分でない項目あり															
全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり															
記載が十分でない項目あり															
(イ)申立人の要件															
異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民															

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
(イ) 申立人の要件 異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民によりなされている 異議申立が上記要件を満たさない 本人により異議申立が行われていることが確認できない			
(ロ) 対象プロジェクト 申立書から対象プロジェクトを特定した結果、JICAの協力事業であることが確認されている 申立書から対象プロジェクトを特定した結果、JICAの協力事業でないことが確認されている 申立書から対象プロジェクトを特定できない			
(ハ) 期間 1)有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、技術協力プロジェクト 案件に関するカテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまでの期間に異議申立がなされている 案件終了後、ガイドライン上のモニタリング結果の確認をしている間に異議申立がなされており、JICAのモニタリング結果の確認に関するガイドライン不遵守が指摘されている 案件終了後に異議申立がなされているが、JICAのモニタリング結果の確認に関するガイドライン不遵守の指摘がない			
2)外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査 案件に関するカテゴリ分類結果の情報公開以降、最終報告書のウェブサイト掲載後1ヶ月の間に異議申立がなされている			
3)開発計画調査型技術協力 案件に関する合意文書の情報公開以降、最終報告書のウェブサイト掲載後1ヶ月の間に異議申立がなされている			
(二) 申立人に対して生じた現実の被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害。 申立人に対して生じた現実の被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害について具体的な記載あり		<p>(二) 申立人に対して生じた具体的な被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性</p> <p>申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性について記載あり</p> <p>申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性についての記載がない</p> <p>(ホ) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守</p>	<p>・事業別とし、本文に合わせた記載とする。</p> <p>2)及び3)の記載は本文に合わせて要修正。</p>

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
申立人に対して生じた具体的な被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害についての具体的な記載がない			
(ホ) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実 不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている		の事実 不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている	
不遵守の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない		不遵守の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない	
(ヘ) ガイドライン不遵守と具体的な被害の因果関係 因果関係に関する記述は相当程度合理的である		(ヘ) ガイドライン不遵守と具体的な被害の因果関係 因果関係に関する記述は相当程度合理的である	
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない		因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない	
(ト) 相手国等との協議の事実 申立人は相手国等に対話に向けた努力を行っている		(ト) プロジェクト実施主体との協議の事実 申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている	
申立人には相手国等との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある		申立人にはプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある	
申立人は相手国等に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである		申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである	
(チ) JICAとの協議の事実 申立人は事業担当部署と協議を行っている		(チ) 本行との協議の事実 申立人は本行投融資担当部署と協議を行っている	
申立人は事業担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申し入れを行うべきである		申立人は本行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申し入れを行うべきである	
(リ) 濫用の防止 懸念はない 以下のような目的で異議申立が行われている懸念があり、手続き開始は適当でない (以下、例示) ・補償金を不当に獲得することを目的とする場合 ・プロジェクトの進捗を遅延させることのみを目的とする場合 ・相手国等の信用・評判を毀損する目的で利用する場合 ・プロジェクトと無関係の政治的意図でなされる場合		(リ) 濫用の防止 濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない 濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続き開始は適当でない 申立書に重大な虚偽記載が認められる (濫用目的と思われる根拠・虚偽記載事項を記述：) 以上	・JBICの濫用防止の例を、本文から移動。

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考		
<table border="1"> <tr> <td>申立書に重大な虚偽記載が認められる</td> <td></td> </tr> </table> <p>(以下、根拠・虚偽記載事項を記述:) 以上</p>	申立書に重大な虚偽記載が認められる				
申立書に重大な虚偽記載が認められる					
<p>申立人への環境ガイドライン担当審査役報告の通知例 20XX年月日 (申立人氏名)殿 国際協力機構異議申立審査役</p> <p>貴殿の20XX年月日付の異議申立(20XX年月日付受理)については、20XX年月日にて、本構理事長に対して報告を行ったことをお伝え致します。</p> <p>報告に対しては、「JICA 環境社会配慮ガイドライン/異議申立手続要綱」に従い、意見書を提出することが可能です。</p> <p>異議申立審査役の報告書については以下のとおりです。なお、同報告書、並びに今後提出される当事者及び本構事業担当部署の意見書はそれぞれ、本要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項を除き、今後公開されることになります。</p> <p>以上</p>	<p>申立人への異議申立審査役報告の通知(例) 平成年月日 申立人殿 JICA 異議申立審査役</p> <p>貴殿の平成年月日付の異議申立(平成年月日受領)については、平成年月日にて、JICA 環境社会配慮担当役員に対して報告を行ったことをお伝えいたします。</p> <p>報告に対しては、異議申立制度に従い、JICA 担当部署より、意見書が提出されております。</p> <p>異議申立審査役の報告書と担当部署の意見書は以下のとおりです。なお、報告書、意見書はそれぞれ、法令に基づき不開示とすべき事項を除き、今後公開されることになります。</p> <p>以上</p>	<p>申立人への環境ガイドライン担当審査役報告の通知例 平成年月日 (申立人氏名)殿 国際協力銀行環境ガイドライン担当審査役</p> <p>貴殿の平成年月日付の異議申立(平成年月日付受理)については、平成年月日にて、本行総裁に対して報告を行ったことをお伝え致します。</p> <p>報告に対しては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン/異議申立手続要綱」に従い、本行投融資担当部署より、意見書が提出されております。</p> <p>環境ガイドライン担当審査役の報告書および投融資担当部署の意見書については以下のとおりです。なお、報告書、意見書はそれぞれ、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項を除き、今後公開されることになります。</p> <p>以上</p>	<p>11.(5)によると、報告書は直ちに当事者に対して送付されることから、その時点では事業担当部署からの意見書は提出されていない。</p>		
<p>異議申立審査役の報告書の骨子例</p> <p>1. 受理した異議申立の要約 ①国名:②所在都市名:③プロジェクト名称:④主張されている被害: ⑤指摘されているガイドライン不遵守</p> <p>2. 予備調査の結果(検討結果を添付)</p> <p>3. 事実関係調査の結果・対話促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)ガイドライン遵守・不遵守調査のための本構事業担当部署へのヒアリングの記録(ヒアリングの日時、ヒアリングの内容) (2)ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査結果(具体的に発生した被害、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実と具体的被害の因果関係、最終結果、(ガイドライン不遵守の場合)当該案件における不遵守状況を改善するため可能な方策) (3)対話の促進に関する当事者の合意状況および当事者間で行われた対話の記録(対話の日時、対話の内容) (4)当事者間で合意が成立した場合の合意内容 (5)更なる斡旋の必要性 <p>4. 異議申立審査役の判断の根拠となった資料のリスト</p>	<p>異議申立審査役の報告書(例)</p> <p>1. 受理した異議申し立ての要約 (1)プロジェクトの概要(国、案件名、サイト、事業、協力の経緯) (2)主張されている被害 (3)指摘されている不遵守の内容</p> <p>2. 調査の結果 (1)被害の事実又は蓋然性の有無 (2)遵守・不遵守の事実 (3)遵守・不遵守の事実と被害の因果関係 (4)問題解決のための方策 (5)調査の経緯(協議記録、関連資料等)</p> <p>3. 環境社会配慮担当役員に行った提言</p> <p>以上</p>	<p>環境ガイドライン担当審査役の報告書の骨子例</p> <p>(A)受理した異議申立の要約 ①国名:②所在都市名:③プロジェクト名称:④主張されている被害: ⑤指摘されているガイドライン不遵守</p> <p>(B)予備調査の結果(検討結果を添付)</p> <p>(C)事実関係調査の結果・対話促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン遵守・不遵守調査のための本行投融資担当部署へのヒアリングの記録(ヒアリングの日時、ヒアリングの内容) ・ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査結果(具体的に発生した被害、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実と具体的被害の因果関係、最終結果、(ガイドライン不遵守の場合)当該案件における不遵守状況を治癒するために可能な方策) ・対話の促進に関する当事者の合意状況および当事者間で行われた対話の記録(対話の日時、対話の内容) ・当事者間で合意が成立した場合の合意内容 ・更なる斡旋の必要性 <p>(D)環境ガイドライン担当審査役の判断の根拠となった資</p>			

異議申立手続要綱案

「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(素案)	JICA「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要綱」	JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」、「環境ガイドライン担当審査役設置要領」	備考
以上		料のリスト 以上	
異議申立審査役年次活動報告書の骨子例 1. 当年度中の活動概要 (1)受理件数、(2)手続開始決定案件数/留保件数/却下件数、(3)留保・却下の理由分析(留保・却下の理由で多かったものなど)、(4)異議申立審査役報告書の作成件数、(5)ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析(不遵守の指摘が多かった条項)など 2. 利用者の声 (1)申立人から寄せられた意見、(2)相手国等から寄せられた意見、(3)本構事業担当部署からの意見 3. 理事長指示の実施状況 (1)理事長指示の実施状況に関する事業担当部署からの報告、(2)事業担当部署の報告に対する異議申立審査役意見 4. 運営・実施体制 以上	異議申立審査役年次活動報告書(例) 1. 活動の概要 (1)受理した件数(2)手続開始決定案件数/却下件数(3)内容の分析(4)考察 2. 関係者の意見 (1)申立人の意見(2)JICA 担当部署の意見 (3)考察 3. 環境社会配慮担当役員の講じた措置の実施状況 (1)環境社会配慮担当役員の講じた措置の内容と担当部署の実施状況(2)担当部署の対応に対する異議申立審査役意見 4. その他 以上	環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書の骨子例 1. 当年度中の活動概要 受理件数、手続開始決定案件数/却下件数、却下の理由分析(却下の理由で多かったものなど)、環境ガイドライン担当審査役報告書の作成件数、ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析(不遵守の指摘が多かった条項)など 2. 利用者の声 申立人から寄せられた意見、プロジェクト実施主体から寄せられた意見、本行投融資担当部署からの意見 3. 総裁指示の実施状況 総裁指示の実施状況に関する投融資担当部署からの報告、投融資担当部署の報告に対する環境ガイドライン担当審査役意見 4. 運営・実施体制 以上	